

定 款

社団法人 日 本 測 量 協 会

社団法人 日本測量協会設立趣意書

国土の利用開発に重要な基礎を与え、公共事業の経営に伴い、国民生活に重大な意義をもつところの土地の測量については、基本測量及び公共測量を対象として測量実施の基礎及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、測量の正確さを確保するため「測量法」並びに関係法規が制定され、これらの測量はすべて測量士・測量士補の有資格者でなければ、携わることができなくなりました。

その結果、測量士・測量士補の国家試験を契機として測量についての世上の関心が著しく高まりましたことは、職を斯界に置き畢生の業務とする者にとりまして、まことに欣快に堪えないところであります。

しかし今や国土の開発、利用、保全等に関する計画資料として、国土の面積・地目・地籍・地価等の基本的項目についての実態調査を実施しようとする要望が日を追って熾烈となり、遂に国土調査法の制定を見、ここに測量関係者の活躍舞台が益々拡張されましたことは、私共の技術意欲をいよいよ昂揚させると共に、輝かしい曙光が認められ同慶の至りであります。

この秋に当りまして有志相図り日本測量協会を改組して社団法人日本測量協会を設立し、広く同好の士を叫合して朝野一体となり、強力な団結の下に測量に関する調査・研究・技術の錬磨と、その普及発達を図ると共に、会員相互の親和と連繫を確保し、社会的地位の向上を企図することはまことに有意義なものと存じます。

ここに本協会の発展を期し、力を合せて国土の開発・保全並びにその利用に寄与し、いささか職域奉公の実を尽さんとするものであります。

なにとぞ多数同志諸兄の御賛同を希う次第であります。

昭和 26 年 1 月

社団法人 日 本 測 量 協 会

社団法人 日本測量協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本測量協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置き、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、測量に関する調査研究を行い、測量技術の普及発達を図り、併せて会員相互の親和と社会的地位の向上を期し、もって国土の開発、保全並びにその利用に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 測量に関する調査研究
- 二 測量実施の企画、設計等に関する指導
- 三 測量成果及び測量機器の検定
- 四 民間開発測量技術の技術審査・証明
- 五 機関誌及び測量関係図書の刊行
- 六 測量技術者の養成のための社会通信教育の実施及び講習会の開催
- 七 測量に関する講演会の開催並びに測量技術等の見学及び視察
- 八 測量専門技術者の認定
- 九 測量技術の実地指導並びに測量に関する研究資料の収集及び交換
- 十 空中写真の収集及び頒布
- 十一 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の目的趣旨に賛同し入会した者を会員という。

- 2 会員を分けて次の4種とする。

- 一 正 会 員 測量士、測量士補又は土地家屋調査士の資格を有する者及び測量に関心を有する者で正会員として入会した個人
- 二 準 会 員 在学中の学生（学校長の在学証明書を要する。）で、準会員として入会した個人
- 三 特別会員 測量事業に密接な関係のある法人又は地方公共団体若しくは個人で、本会の目的達成に賛助協力し、特別会員として入会した個人
- 四 名誉会員 測量界に功績があった者又は学識経験者で、理事会から推せんされた者

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書に所定の会費を添えて会長に申し込まなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は除く。

2 既納の会費その他拋出金品は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 四 1年以上会費を滞納したとき。
- 五 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨書面をもって会長に届出なければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員、顧問、参与及び評議員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1人

副会長	2人
専務理事	1人
常務理事	5人以上8人以内
理事	30人以上35人以内
	(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
監事	2人又は3人

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事のうちから互選する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときには、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 常務理事は、常務理事会を構成し、常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 財産及び会計を監査すること。
 - 二 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 三 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
 - 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は補充により就任した役員任期は、それぞれ前任者の残任期間又は現任者の残任期間の任期に相当する期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決に基づいて解任することができる。

この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第17条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、専門事項について会長の諮問に応ずる。
- 5 顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(評議員)

第18条 本会に、評議員50人以上70人以内を置く。

- 2 評議員は、総会において正会員のうちから選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員の任期は、第14条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 本会の会議は、総会、常務理事会、理事会及び評議員会とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。
- 4 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 その他本会の運営に関する重要事項

2 常務理事会は、次の事項を議決する。

- 一 理事会に附議する事項
- 二 理事会から委任された事項
- 三 業務の運営に関する事項
- 四 会長が必要と認めた事項

3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に附議する事項
- 二 総会から委任された事項
- 三 業務の執行に関する事項
- 四 財産管理に関する事項
- 五 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 評議員会は、本会の業務に関する重要な事項について会長の諮問に応じ、又は建議する。

(開 催)

第22条 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認めたとき
- 二 構成員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき
- 三 監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき

3 常務理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき

4 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき
- 三 監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき

5 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき

(招 集)

第23条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の10日前までに構成員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 会議の議長は、会長をもってこれにあてる。ただし、総会の議長は、出席構成員のうちから選出する。

(定足数)

第25条 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 常務理事会、理事会及び評議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決委任)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 構成員の現在数
- 三 会議に出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- 四 議決事項
- 五 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 会費収入

- 三 寄附金品
- 四 事業に伴う収入
- 五 資産から生ずる収入
- 六 その他

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が理事会の議決を経てこれを作成し、毎事業年度の開始前に、総会において出席構成員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算に準じて執行することができる。この場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が理事会の議決を経てこれを作成し、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等とともに監事の監査を受け、総会において出席構成員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第36条 本会は、民法第68条第1項第二号から第四号まで及び第2項の規定により解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第一号に基づいて解散する場合は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散の場合の残余財産は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

第7章 事務局及び支部

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 四 許可、認可等及び登記に関する書類
- 五 定款に定める機関の議事に関する書類
- 六 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 八 その他必要な帳簿及び書類

(支部)

第40条 本会の業務を分掌させるため、総会の議決を経て、必要な地に支部を設けることができる。

- 2 支部には、支部長及び所要の職員を置く。
- 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 測量技術センター及び支所

(測量技術センター)

第41条 本会に、第4条第一号から第四号までの業務を行うため、測量技術センターを置く。

- 2 測量技術センターには、所長及び所要の職員を置く。
- 3 測量技術センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て、別に定める。

(支所)

第42条 測量技術センターの業務を分掌させるため、理事会の議決を経て、必要な地に支所を設けることができる。

2 支所には、支所長及び所要の職員を置く。

3 支所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第9章 雑 則

(委 任)

第43条 この定款の施行に関して必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て、別に定める。

附則1 本定款は、昭和26年1月13日から適用する。

附則1 本定款は、昭和47年11月8日改正認可

附則1 本定款は、昭和50年7月11日改正認可

附則1 本定款は、昭和58年7月1日改正認可

附則1 本定款は、平成3年7月29日改正認可

附則1 本定款は、平成11年1月29日改正認可

附則1 本定款は、平成11年7月9日改正認可